

## 新型コロナウイルス

## 日中も含めた不要不急の外出自粛をお願いします

# 港区の 新型コロナワクチン 接種スケジュール

最新の状況については、港区ホームページをご覧ください。

ワクチンの分配については、国および都からの分配により、変更となる可能性があります。一般区民の接種券発送、巡回接種、一般接種のスケジュールは、ワクチンの分配状況により、変更となる可能性があります。

ワクチン接種に関する情報は、12面もご覧ください。

問い合わせ 港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎6626-2833

担当課 保健予防課新型コロナウイルスワクチン接種担当

令和3年6月2日時点

|                       | 4月                              | 5月                        | 6月                       | 7月                        | 8月                  | 9月                                                |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 接種券発送                 | 4月20日～随時<br>高齢者施設               | 5月6日<br>高齢者               | ★ 5月10日午前9時～<br>予約開始     | 6月中旬～<br>一般区民             |                     |                                                   |
| ワクチンの分配<br>(1箱約1170回) | 1箱                              | 2箱                        | 49箱                      | 16箱                       | 10箱                 | 詳しいワクチンの分配の時期は未定です。<br>※一般区民向けのワクチンは、順次分配される予定です。 |
| 巡回接種                  |                                 | 5月4日～6月下旬 高齢者施設入所者 約2000人 |                          | 6月中旬～ 訪問診療を受けている人等 想定500人 |                     | 7月中旬～8月下旬 障害者施設入所者                                |
| 高齢者                   | 集団接種<br>(区有施設)<br>集団接種<br>(病院等) |                           | 5月17日～7月31日(土) 約4万2000人分 |                           | 予備                  |                                                   |
| 一般                    | 個別接種<br>集団接種                    |                           |                          |                           | 7月上旬～ 基礎疾患がある人等から順次 |                                                   |

買い物  
するなら  
地元の  
商店街で

# プレミアム付き 区内共通商品券

## (スマイル商品券)

# を販売します

Going shopping?  
Visit our local  
shopping  
streets.

共通券

限定券

※購入には事前の申し込みが必要です。

表 販売券種 ※有効期限は、いずれも令和4年1月31日(月)です。

| 券種           | 共通券                         | 限定券                                   |
|--------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| プレミアム率       | 20パーセント<br>(額面500円×24枚つづり)  | 30パーセント<br>(額面500円×26枚つづり)            |
| 販売総額         | 4億円<br>(額面総額4億8千万円・4万冊)     | 4億円<br>(額面総額5億2千万円・4万冊)               |
| 使用可能場所<br>※1 | 全てのスマイル商品券取り扱い店舗、タクシー、医療機関等 | 大型店舗、タクシー、医療機関(一部を除く)を除くスマイル商品券取り扱い店舗 |
| 販売単価         | 1冊1万円                       | 1冊1万円                                 |
| 購入限度額        | 「共通券」・「限定券」合わせて1人5冊(5万円)まで  |                                       |

※1 詳しくは、港区商店街連合会ホームページ <https://www.minato-smile.net/> または商品券購入時に配布する小冊子「スマイル商品券取り扱い店・医療機関一覧」をご覧ください。

港区商店街連合会では、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げを落としている区内商店街店舗や消費者生活を支援するため、総額10億円のプレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)を販売します(表参照)。

詳しくは、チラシ(6月11日の新聞折り込みの他、産業振興課産業振興係(区役所3階)・各区有施設で配布)、商品券特設ホームページをご覧ください。



商品券特設ホームページ  
二次元コードをスマートフォンで読み取ると、  
「商品券特設ホームページ」をご覧ください。

### 注意事項

- 購入限度額を超えての申し込みはできません。
- 商品券購入後の返金、払い戻しはできません。
- クレジットカード、電子マネー等での購入はできません。

### 対象

区内在住・在勤者

事前申し込み※7月2日(金・必着)

**インターネット** 商品券特設ホームページ(左の二次元コードを読み取ってください)の申し込みフォームに、氏名・住所・購入希望券種・金額等の必要事項を入力の上、お申し込みください。  
※申し込みは、1人につき一回です。

**はがき** チラシに付いているはがきに、必要事項を明記の上、お申し込みください。  
※申し込みは、1人につきはがき一枚です。

当選通知※7月下旬

当選者には「商品券引き換えはがき」を郵送します。落選通知はありません。

### 販売場所・販売期間

商品券販売場所に「商品券引き換えはがき」を持参し、現金でご購入ください。

#### 平日

販売場所 区内郵便局53局

販売期間 8月2日(月)～13日(金)

※販売時間は、各郵便局販売窓口の開設時間に準じます。

#### 休日

販売場所 区役所本庁舎1階

販売期間 8月7・14日(土)

販売時間 午前10時～午後4時

### 問い合わせ

プレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)専用コールセンター(受付時間:祝日を除く月～金曜午前8時30分～午後5時) ☎5577-4344

7月4日(日)は東京都議会議員選挙です ふみだそう、私の未来は私がつくる。選挙が変える私の未来。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。



## 夏場の食中毒に気を付けましょう



気温や湿度が高くなる梅雨から夏にかけて、食中毒の原因となる細菌が増えやすくなり、毎年食中毒が発生しています。また、夏の暑さで体の抵抗力が弱くなると、食中毒にかかりやすくなります。食中毒は家庭内でも発生しています。食品の衛生的な取り扱いを心掛けましょう。

食中毒の原因となる細菌は目に見えず、食品の中で増えても色や味、においが変化しないので、五感に頼った判断は危険です。

家庭内での食中毒防止のために、次の3原則を守りましょう。

### 1 つけない(清潔)

手には、見えない汚れや細菌がたくさん付いています。調理を始める前にはもちろん、調理中でもこまめに手洗いをしましょう。包丁やまな板等も、使った後はしっかり洗浄

し、熱湯や塩素系漂白剤を使用して殺菌しましょう。

### 2 ふやさない(迅速・冷却)

温度管理が適切でないと、細菌は時間とともに増加していきます。買ってきた食品は、すぐに食べるか10度以下で保管しましょう。冷蔵庫内は整理整頓し、なるべく早く使い切りましょう。

### 3 やっつける(加熱)

食中毒の原因となる細菌の多くは熱に弱く、加熱調理をすることで殺菌できます。「食品の中心部を75度で1分以上の加熱」が目安です。正しく調理して美味しく食べて、暑い夏を乗り切りましょう。

#### 問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当

☎6400-0047

## ハチに気を付けましょう

### 巣の確認時の注意

ハチは、雨風の当たらないところに巣を作ります。家の周りで多くのハチを頻繁に見かけるときは、近くで巣を作っている可能性がありますので、次のことに注意しましょう。

(1) ハチを見つけたら、その場でいったん停止し、ゆっくり後ずさりして離れる。

ハチは、速い動きに対して興奮するので、ハチが体の近くに飛んで来たときに手で追い払おうとしたり、慌てて走って逃げたりすると危険です。

(2) 黒っぽい色の服やひらひらする物が付いた服、化粧品等匂いの強いものは避ける。

### 巣ができていたら

巣のできている場所が生活に支

障のない場所であれば、そのままにしておいても構いません。アシナガバチやスズメバチは毛虫や青虫等を幼虫のエサにする益虫としての面もあるからです。また、巣は1年限りで、翌年続けて同じ巣を使用することはありません。

### 万が一刺されてしまったら

ハチの毒は、急激に強いアレルギー反応を起こす場合があります。刺された際は、早急に医療機関を受診してください。

### その他

みなと保健所ではハチに関する相談を受け付けています。  
※巣の除去は行っていません。

#### 問い合わせ

生活衛生課生活衛生相談係

☎6400-0043

## 男女共同参画週間

6月23(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」です。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について、皆さんの理解を深めることを目的としています。期間中は、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが全国的に実施されます。

区では、全ての人が性別等にとらわれず、自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現するため、平成16年に「港区男女平等参画条例」を制定しました。

この条例に基づき、区は、港区男女平等参画行動計画を策定し、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

計画を実効性のあるものとするため、区民の皆さん、事業者の皆さん等と協働し、男女平等参画社会の実現をめざします。

#### 問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係

☎3578-2014

## 私たちの力で 人権の世紀に

### 身元調査や戸籍証明書等の不正取得をなくそう

私たちは、相続や登記等で手続きする際、専門家にその手続きを依頼することが多くあります。そこで、国家資格を持つ8士業(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)には、「職務上請求書」により、委任状なしに戸籍証明書を請求できる等の特例が認められています。

平成23年11月、この職務上の権限を悪用し、司法書士事務所等が他人の戸籍証明書や住民票の写しを大量に不正取得し逮捕される事件がありました。不正取得された書類の一部は、悪質な興信所等により身元調

査に使用されていました。

身元調査は、結婚差別や就職差別につながる恐れのある重大な問題であり、許されることではありません。

区では、「職務上請求書」により他人の戸籍証明書や住民票の写しを不正に取得した事実が明らかになった場合、事実関係を確認した上で、被請求者に戸籍証明書や住民票の写しの交付の事実を通知します。また、自らの住所等の情報が第三者に取得されていないか知りたい場合は、自己情報開示等請求により確認することができます。

#### 問い合わせ

〇コラム全般について

総務課人権・男女平等参画係

☎3578-2027

〇戸籍証明書等の取得について

芝地区総合支所区民課証明交付担当

☎3578-3143

## 安全安心 コラム



### 安全・安心なインターネットの利用について

#### 子どもを守るインターネットルール

「ネットで悩みを相談しても危なくない」と思ったり、自撮りの写真をSNSに投稿したり、知らない人を友達に登録する等、危ない使い方をする子どもが少なくありません。フィルタリングの利用とともに、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールをつくるのが大切です。

#### ルールの例

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。

- インターネットの掲示板等に、住所・氏名・電話番号・メールアドレス等を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。

#### 悪質な通信販売サイトに注意

偽の情報を載せていたり、実在する通信販売サイトを模倣したりするサイトで商品を注文すると、粗悪な商品が届いたり、商品が届かず返金もされないといったトラブルに巻き込まれる恐れがあります。

#### チェックポイント

- 商品価格が極端に安い。
- 所在地や電話番号が記載されていない。
- 個人の振込先口座が指定されている。

これらの特徴が見られたら、購入には十分注意しましょう。

#### 問い合わせ

防災課生活安全推進担当

☎3578-2271

## くらしのQ&A

### クレジットカードを紛失した! 対処方法と日ごろの注意

**Q** クレジットカードが入っている財布を落としました。財布の中には運転免許証や健康保険証も入っていました。どうすればよいですか。

**A** クレジットカードの紛失に気付いたら、すぐにカード会社に連絡をしてカードを紛失扱いにしてもらいましょう。基本的に、カード会社は夜間、休日でも連絡窓口を用意しています。また、最寄りの警察署に遺失物届を出しましょう。免許証や保険証等も発行元に紛失の連絡をし、再発行の手続きも確認しましょう。

### カードの盗難・紛失等による悪用の被害を受けないよう、日ごろから注意しておくこと

- カードを受け取ったら、カード裏面のサイン欄にサインをしましょう。
- カードの利用の手引きや会員規約も確認の上、保管しましょう。
- 暗証番号は他人が推測しにくい番号を設定しましょう。生年月日や電話番号、同一の4桁の番号、連番等の番号が設定されている場合は、カード会社に連絡をして変更しましょう。
- カード利用時の控えは捨てずに保管し、カード会社から届く毎月の請求内容と確認しましょう。

困ったとき、不安なときは消費者センターにご相談ください。

#### 問い合わせ

消費者センター相談専用電話(受付時間:祝日を除く月～土曜午前9時30分～午後4時※現在は、コロナ対応のため電話相談のみ)

☎3456-6827

### 「広報みなと」の 自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036



## 国民健康保険料の納入通知書をお送りします



令和2年1月～12月の1年間の所得金額に基づき決定した令和3年度の国民健康保険料の納入通知書を、6月15日(火)に世帯主宛てに郵送します。

詳しい計算方法や減額・軽減制度については、納入通知書に同封している案内や港区ホームページをご覧ください。

### 納入通知書の宛先について

国民健康保険のご案内は、全て住民票上の世帯主宛てに郵送します。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員が加入してい

る場合は、世帯主宛てに郵送します。**保険料に変更等がある場合**

国民健康保険料は、前年の収入・所得に応じて算出します。加入、脱退した場合は、保険料を再計算し、改めて納入通知書により通知します。

港区に転入した人等、前年の収入・所得の確認に時間がかかる場合は、まず均等割額のみ通知します。その後、前年の収入・所得が確認できた時点で、所得割額を計算し、改めて納入通知書を郵送します。今後保険料に変更が生じる場合でも、新たな納入通知書が届くまでは、通知

した金額で納めてください。

### 納付書について

納付書は各月払い用(10枚)と、一括払い用(1枚)を同封しています。いずれかの支払い方法を選択し、使用しない納付書は破棄してください。

### 口座振替について

国民健康保険料の納付方法には、納め忘れのない口座振替を推奨しています。振替口座を登録すると、月々の引き落としや還付金の振り込みが自動で行われるため便利です。

口座の登録方法については、(1)インターネットからの登録(港区ホームページ「保険料の納付」の「Web口座振替受付サービスを利用して登録する場合」をご覧ください)(2)各総合支所区民課窓口でキャッシュカ

ードを使用して登録(3)口座振替依頼書を提出して登録のいずれかの方法でお手続きください。詳しくは、納入通知書に同封の案内や港区ホームページをご覧ください。

### 電子マネー決済による納付の開始について

1月から、LINE Pay、PayPayでの納付が可能となりました。その他、モバイルレジ(ネットバンキング、クレジットカード)での納付も可能です。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ

国保年金課資格保険料係

☎3578-2643～5、7～9

## 貯水槽の衛生管理

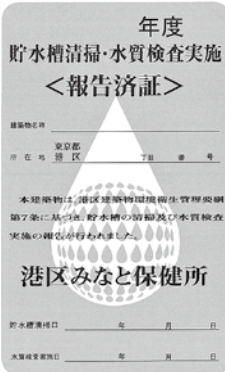


都は、安全で安心な水を供給するため、水源から蛇口までのきめ細かな水質管理を実施しています。水道水は安心して使えますが、ビルやマンションで貯水槽を使用している場合は適切な管理が必要です。

貯水槽は1年に1回清掃し、定期点検やポンプ等の周辺設備の管理を適正に行って、飲み水の安全を確保してください。

また、水道水は塩素で消毒されていますが、貯

水槽が大きく、中で水が長く滞留していると、塩素が少なくなります。適正な貯水量を設定しましょう。配管の中にたまった水も、塩素が抜けている場合があるので、朝一番に使うとき等、少し水を流してから使いましょう。



貯水槽清掃・水質検査実施報告済証

みなと保健所では、適切に管理された貯水槽の所有者・管理者にステッカー(貯水槽清掃・水質検査実施報告済証)を交付しています。

ステッカーを希望する建物の所有者・管理者は、申請日から1年以内に実施した貯水槽清掃記録および水質検査結果書を、生活衛生課生活衛生相談係(みなと保健所5階)にお持ちください。内容の確認後、ステッカーを交付します。交付されたステッカーは、建物の掲示板等に貼っていただくと利用者の安心につながります。

### 問い合わせ

生活衛生課生活衛生相談係

☎6400-0043

## 資源・ごみの優良集積所を募集します

地域環境の美化やごみの減量、資源化等に取り組んでいる資源・ごみの集積所やマンションの保管場所(以下「集積所等」)を「港区優良集積所」として表彰しています。

### 優良集積所の要件

資源、ごみの分別ルールおよび排出時間が守られていること、区の資源・ごみの収集後に積極的に集積所等を清掃することにより清潔に保たれていること等、他の模範となる集積所であること。

### 応募・推薦方法

電話またはファックスで、8月31日(火)までに、みなとリサイクル清掃事務所に応募・推薦してください(自薦、他薦は問いません)。

※応募・推薦された集積所等の取り組みを区職員が確認の上、審査会による審査で優良集積所を決定します。

### 問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係

☎3450-8025 FAX3450-8063

## 港区の二酸化炭素排出量について

平成30年度の港区全域における二酸化炭素排出量を公表します。

区の二酸化炭素排出量は、都内の区市町村で最も多くなっています。

二酸化炭素排出量の増加は、地球温暖化を招き、地球全体の気候に変動をもたらし、自然環境や私たちの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化による影響を最小限に抑えるため、私たち一人一人が二酸化炭素排出量の削減につながる省エネルギー行動に取り組むことが必要です。

### 平成30年度の排出量

3740千トン-CO<sub>2</sub>※

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

※都内の自治体別CO<sub>2</sub>排出量を算定している、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が5月31日に公表した実績です。

### 問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当

☎3578-2479

## 住宅宿泊事業(民泊)をお考えの人へ

住宅宿泊事業(民泊)を行うには、届け出を行い、区が交付する標識を掲示すること等が必要です。

### 事業開始までの手続き

#### (1)届け出前の準備

- 近隣住民への書面による事前周知
- 住宅の安全確保措置
- 管理規約等における事業禁止規定の確認(分譲マンションで事業を実施する場合)
- 住宅宿泊管理業者への管理業務の委託(事業者が不在となる「家主不在型」で事業を実施する場合)
- 消防署等の関係機関との相談・調整

#### (2)届け出

次のいずれかの方法で、住宅宿泊事業届出書等をご提出ください。

- ①国が運営する「民泊制度運営システム」から申請する。
- ②直接、必要書類を、生活衛生課住

宅宿泊事業担当に提出する。

### (3)標識の掲示

区が交付する標識を届け出住宅の門扉、入り口付近等に常時掲示してください。

※届け出前の準備や届け出書類について詳しくは、港区ホームページの「住宅宿泊事業(民泊)を行う皆様へ」のページをご覧ください。不明な点はお問い合わせください。

### 住宅宿泊事業が制限される区域と期間

区では、条例により、「家主不在型」で事業を実施する場合で、所在地が住居専用地域および文教地区に該当するときには、事業を実施できる期間が制限されます。

### 問い合わせ

生活衛生課住宅宿泊事業担当

☎6400-0088

### 区内のPM2.5の1日平均値

5月30日の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

| 区局 | 赤坂局  | 16.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 都局 | 高輪局     | 13.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
|----|------|-------------------------------|----|---------|-------------------------------|
|    | 一の橋局 | 13.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |    | 第一京浜高輪局 | ※1                            |
|    | 芝浦局  | 11.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |    | 台場局     | 13.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |

※1 移設作業のため停止しています。

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ =1立方メートル当たりのマイクログラム  
※速報値ですので、後日訂正されることがあります。  
※PM2.5の環境基準は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下です。その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2492



# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

## 感染予防の徹底をお願いします

新型コロナウイルスは、飛沫や接触によって広がります。感染しないためには、他の人の唾液の飛沫等が付いた食べ物や飲み物を口にしないことや、ウイルスが付いた物に触れた手で口や鼻を触らないようにすることが重要です。

予防のため、同居者以外の人との接触や、5人以上での飲食を避け、会話をするときはマスクを着用しましょう。また、手

洗いや手指消毒を徹底する、3密(密閉・密集・密接)を避ける等、感染しない・させないことを強く意識して行動しましょう。

問い合わせ

保健予防課保健予防係

☎6400-0081

企画課新型コロナウイルス感染症対策担当

☎3578-2057

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さんへ ～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減ってしまい、家計が苦しい等、生活のことでお悩みはありませんか。

港区生活・就労支援センターでは、仕事や家計のこと等、社会福祉士等の資格を持った専門の職員が相談に応じ、解決に向けた提案やお手伝いをします。一人で悩みを抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご留意ください)。

問い合わせ

港区生活・就労支援センター

☎5114-8826 FAX3505-3501

担当課 生活福祉調整課自立支援担当

## 「港区商品券特別給付事業」の申請期限は6月30日(水)までです

新型コロナウイルス感染症対策の区独自生活応援施策である「港区商品券特別給付事業」の申請期限が迫っています。申請期限を過ぎてからの受け付けはできませんので、申請期限までに申請してください。

- 申請期限**  
6月30日(水・消印有効)
- 対象**  
令和2年1月1日から基準日(令和2年11月19日)まで、引き続き港区の住民基本台帳に記録されていて、基準日において世帯員全員の令和2年度の住民税が課税されていない世帯
- ※世帯の中で1人でも課税されている人がいる場合や課税されている人の扶養親族等がいる場合は、世帯全員が対象外です。
- ※生活保護受給者等は対象外です。
- 給付するもの** 区内共通商品券  
単身世帯 2万円分  
複数人(2人以上)世帯 3万円分

- これから申請する皆さんへ**
- (1)1月中旬～下旬に申請書類を郵送しました。
- ※対象に該当していて、申請書類が届いていないまたはなくした場合は、お問い合わせください。
- (2)申請書に必要な事項を明記の上、返信用封筒(切手不要)を使用して返送してください。
- ※返信用封筒は、3月下旬に郵送した桃色の返信用封筒を使用してください。
- (3)区が申請の内容を確認後、申請者の住所へ「区内共通商品券」(有効期限7月31日(土))を簡易書留で郵送します。
- ※申請は原則郵送のみ。窓口での受け付けはできません。
- ※詳しくは、申請書類に同封のご案内をご覧ください。

問い合わせ

企画課商品券特別給付担当

☎3578-2009 FAX3578-2034

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、児童扶養手当受給世帯等のひとり親家庭を支援するために、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。
- 対象(1)～(3)のいずれかに該当する人**
- (1)令和3年4月分の児童扶養手当を受給している人
- (2)公的年金等を受給している人で、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している人と同等の水準になっている人
- 金額** 児童1人当たり一律5万円
- 手続き等について**
- 対象(1)に該当する人は、5月24日に振り込みをしました(児童扶養手当受給者の人で、現況届や住所変更等の提出が済んでいない人には振り込

- みができていません)。
- 対象(2)(3)に該当する人は、申請が必要です。港区ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を明記の上、郵送してください(区が郵送料を負担します。詳しくは、下の記事をご覧ください)。
- 対象(2)(3)に該当する人で、児童扶養手当が全部支給停止の人または児童育成手当を受給している人には、6月中旬頃から順次、「申請のご案内」を郵送します。
- 送付先** 〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども給付係
- 申請受付期間** 7月1日(木)～10月29日(金・消印有効)
- 支給方法** 区が申請の内容を確認後、指定の口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係

☎3578-2432

## 区窓口等での手続きに関する手数料を無料にしています



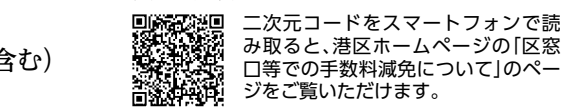
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、暮らしや経済への影響は長期化しています。その影響が、区民や区内で活動するさまざまな事業者幅広く及んでいます。このことから、区は、区民や事業者の経済的負担の軽減につなげるため、各種手続きの区窓口等での手数料を免除しています。

**対象**  
区民、中小企業者等(個人事業主を含む)

**手数料が無料になる手続き**  
住民票の写し・戸籍に関する証明書の交付手続き、飲食店営業許可申請、診療所開設許可申請 等

※この他にも無料となる手数料があります。

- す。港区ホームページでご確認ください。
- 実施期間**  
令和4年3月31日(木)申請分まで
- その他**  
減免のための申請は不要です。
- コンビニ交付サービスを利用の場合は10円に減額します。



問い合わせ

企画課企画担当

☎3578-2622 FAX3578-2034

## 郵送申請する際の郵送料を区が負担します



区民・事業者の皆さんが、区宛てに送る各種手続きの郵送料は、封筒に料金受取人払用の様式を貼って送ることで、区の負担となります。

**料金受取人払の様式**  
港区ホームページに、料金受取人払用の様式を掲載しています。港区立図書館や、いきいきプラザでも配布しています。

**実施期間**  
令和4年3月31日(木)投函分まで

**その他**  
住民票等の証明書を郵送で申請する際の返信用封筒には切手の貼付が必要です。

問い合わせ

企画課企画担当

☎3578-2622

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。



# 新型コロナウイルス感染症に関連した 偏見や差別をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による不安や恐れから、感染者や周辺の人たちへ根拠のない偏見や不当な差別等が全国で発生しています。

新型コロナウイルス感染症への不安があったとしても、差別的な行動をとってしまうことは決して許されないことです。

**全国における偏見や不当な差別の実態**

医療機関・介護施設、その従事者、家族等に対する偏見・差別

- 感染者が発生した医療機関、医療従事者等へ誹謗中傷、暴言等
- 医療従事者等の子どもへのいじめ、保育所等の登園拒否
- 勤務先での偏見・差別
- 検査陽性を理由とする雇い止め
- 家族が入院した医療機関に感染者が入院していることによる出勤停止の要請等
- インターネット、SNSでの偏見・差別
- 感染者、家族の勤務先・行動履歴等の暴露、誤情報の拡散、国籍等による誹謗中傷等

報道での偏見・差別

- 感染者と濃厚接触者の関係図示、感染者の職業や行動履歴の詳細の公表

**相談はこちらへ**

お互いを思いやり、正確な情報に基づいた冷静な判断、行動をお願いします。東京法務局や都では、電話またはインターネットによる相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

電話による相談  
**表**のとおり  
インターネットによる相談



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「法務省インターネット人権相談受付窓口」のページに接続できます。

**問い合わせ**  
総務課人権・男女平等参画係  
☎3578-2027

| 表 電話による相談 |                               |               |                         |
|-----------|-------------------------------|---------------|-------------------------|
| 東京法務局     | みんなの人権110番                    | ☎0570-003-110 | 月～金曜<br>午前8時30分～午後5時15分 |
|           | 子どもの人権110番                    | ☎0120-007-110 |                         |
|           | 女性の人権ホットライン                   | ☎0570-070-810 |                         |
| 都         | 外国人人権相談ダイヤル                   | ☎0570-090-911 | 月～金曜<br>午前9時～午後5時       |
|           | 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談 | ☎6722-0118    | 月～金曜<br>午前9時30分～午後5時30分 |

# 自宅にエアコンがない高齢者世帯の 皆さんへエアコン購入設置費用を助成しています

熱中症および新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者が安全・安心に在宅生活を送ることができるよう、自宅にエアコンがない高齢者世帯にエアコン購入・設置費用を助成します。

**対象** 次の条件を全て満たす世帯

- (1) 区内在住の65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯  
※高齢者と障害者のみの世帯を含む。
- (2) 世帯全員が住民税非課税の世帯
- (3) 自宅にエアコンが1台も設置されていない、または故障により使用

できるエアコンが1台もない世帯

**対象機器** 壁、窓枠等に固定して設置するエアコン  
※自宅の構造上、設置困難な場合は可動式エアコンも可

**対象経費** エアコン購入・設置費用  
**助成上限額** 6万5000円(1世帯1回限

り)

※エアコン購入・設置費用と6万5000円のいずれか少ない額

**申請期間** 9月30日(木)まで

**申し込み** 電話で、お住まいの地区の高齢者相談センターへ。

**問い合わせ**  
高齢者支援課在宅支援係  
☎3578-2400～6  
各高齢者相談センター  
☎欄外参照

# 発熱等の症状がある時や 新型コロナウイルス感染症に関する 外来受診等の相談先を紹介します

発熱の症状があるときや新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある人の相談先は次のとおりです。

**発熱や咳、息苦しさ(呼吸困難)強いだるさ(倦怠感)等の症状がある人**

**原則「かかりつけ医」に相談**

「かかりつけ医」または地域の身近な医療機関に相談し、診療や検査を受診するか、「診療・検査医療機関」の紹介を受けます。地域の身近な医療機関については、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」等で検索することができます。

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」のホームページ  
<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

「かかりつけ医」がない等、相談する医療機関に迷う場合

「東京都発熱相談センター」に相談し、「診療・検査医療機関」の紹介を受けます。

とき 24時間対応しています。  
☎5320-4592

**新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談**

**みなと保健所電話相談窓口**

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 祝日を除く月～金曜午前8時30分～午後5時15分  
☎3455-4461  
聴覚障害がある人等の相談窓口  
FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(新型コロナコールセンター)

とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口  
FAX5388-1396

**厚生労働省電話相談窓口**

とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。  
☎0120-565653(フリーダイヤル)

**港区新型コロナ  
こころのサポートダイヤル**  
☎5333-3808

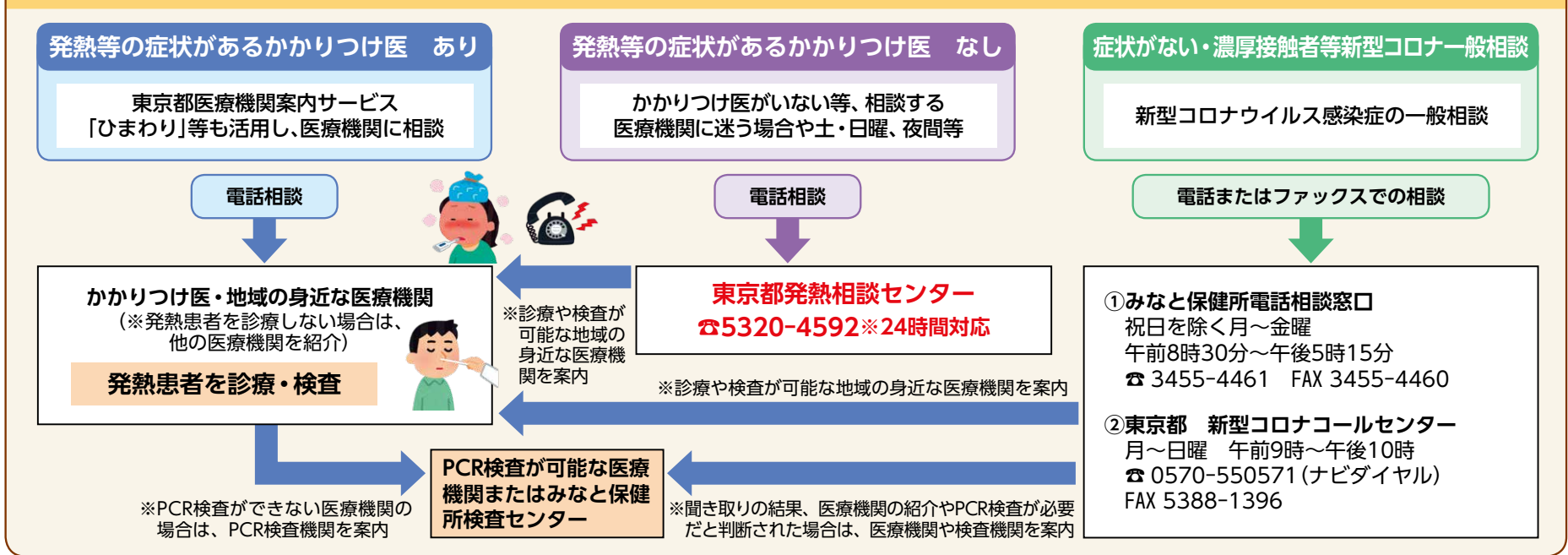
新型コロナウイルス感染症の流行が続いている中、ストレスや不眠等の心の不調について相談できる電話相談窓口です。

**対象** 区内在住・在勤・在学者

**とき** 祝日を除く月～金曜午前9時～午後5時

**問い合わせ**  
保健予防課保健予防係  
☎6400-0081 FAX3455-4460  
○港区新型コロナ こころのサポートダイヤルについて  
健康推進課地域保健係  
☎6400-0084 FAX3455-4460

## 相談の流れ



区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。



# 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

6月20日(日)～7月19日(月)

薬物乱用の問題は、日本を含め世界全体で取り組まなければならない社会問題です。健康被害を引き起こすだけでなく、薬物乱用が要因と考えられる事件や事故が発生することもあり、私たちの暮らしの安全・安心を脅かしています。

薬物に関して検挙された人数は近年横ばいが続く中、令和2年は前年と比較してわずかに増加しました。このうち、大麻取締法に違反して検挙された人数は年々増加しており、令和2年は5000人を超えました。特に20歳未満や20歳代で大幅に増加しており、若年層による乱用傾向が高まっています。乱用者は、大麻の依存性や危険性について軽視する傾向があるため、大麻が脳に与える影響や依存性があること等、大麻に関する有害性について正しい知識を普及・啓発する必要があります。

薬物乱用は使用した本人だけでなく、周りの人の生活にも大きく影響します。1回でも「ダメ。ゼッタイ。」という意識を強く持ち、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境をつくっていきましょう。

区では、「薬物乱用防止推進港区協議会」と協働して、地域に根差した広報・啓発活動を行っています。皆さんのご協力をお願いします。



問い合わせ

生活衛生課医務・薬事係

☎6400-0044

# 障害の特性を知ってください

## エスカレーターは立ち止まって乗りませんか

エスカレーターの右側を歩く人のために空けるというのがルールになっていますが、歩行によるエスカレーターでの事故は少なくありません。

もともと、エスカレーターは立ち止まって乗るためのものです。歩くと、つまずいたり、ぶつかったり、思いがけない事故につながります。

また、左手足に障害がある場合、右側の手すりにつかまり、立ち止まって利用したい人がいます。

他にも、エスカレーターは、大きな荷物や杖を持つ人、けがをした人、手をつなぐ親子等も利用します。

皆さんが安心して使えるよう、エ



スカレーターでは立ち止まり、手すりにつかまりましょう。

(公社)東京都理学療法士協会では、身に着けた人が、障害や病気を理由に左右いずれかに立ち止まっていることを意思表示するため、「エスカレーターマナーアップマーク」を作成しています。

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578-2383 FAX3578-2678

○エスカレーターマナーアップマークについて

(公社)東京都理学療法士協会 FAX3370-9036

メール: tpta@eagle.ocn.ne.jp

## 子育て・子ども 関連情報

児童相談所では、6月から、里親養育についての説明会を開催します。

**里親制度**

里親制度とは、親からの虐待、親の病気・離婚等、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもたちを家庭に迎え入れ、養育する制度です。里親の種類には、子どもを養育する期間や内容により、

## 知りたい、聞きたい、里親養育についての説明会のご案内

「養育家庭(里親)」、「養子縁組里親」等があり、子どもの養育に必要な費用が支弁されます。「養育家庭(里親)」には、長期間だけでなく短期間の養育をお願いすることもあります。

**説明会**

説明会では、制度の説明のほか、養育についての質問にお答え

します。

**対象** 里親養育に関心のある人

**とき** 6月19日(土)、29日(火)、7月10日(土)、16日(金)いずれも午前10時30分～11時30分、午後3時～4時の2回開催

※その他の日時でも、個別に説明を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

**ところ** 港区児童相談所

**費用** 無料

**定員** 各回3組

※1人での参加も可能です。

**申し込み** 電話で、各開催日の3開所日前午後5時までに、児童相談課児童福祉係へ。☎5962-6505

問い合わせ

児童相談課児童福祉係(里親相談ダイヤル) ☎5962-6505

### グループお母さんの時間「育児や家庭の大変な気持ちを語り合い、分かち合う集いの場」

☎ 区民で、育児中の母親※保育あり(申込時にお申し出ください)

🕒 6月24日(木)午後1時30分～3時

📍 みなと保健所

📞 健康推進課地域保健係へ。☎6400-0084

📍 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

### はじめての離乳食教室

離乳食の始め方について話をします。

☎ 区民で、令和3年2月生まれのお子さんのいる保護者

🕒 7月21日(水)午前10時30分～11時40分、午後1時30分～2時40分

📍 みなと保健所

👥 各15組(申込順)

持ち物 離乳食づくり方テキスト

(3～4カ月児健康診査案内と一緒に郵送しています)

☎ 電話で、7月20日(火)までに、みなとコール(受付時間:午前9時～午後5時)へ。☎5472-3710

📍 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

### バースデイ歯科健診

☎ 1・2・4・5・6歳になる就学前の区内在住のお子さん(誕生月の前後1～2カ月を目安にご利用ください)※3歳のお子さんは「3歳児健診」(個別に通知します)をご利用ください。

🕒 7月14日(水)午後1時10分～1時30分、午後1時30分～1時50分、午後1時50分～2時10分、午後2時10分～2時30分

📍 みなと保健所

👥 各12組(申込順)

持ち物 母子健康手帳・バスタオル

📍 7月11日(日)までに、みなと保健所けんしん等利用予約システム <https://minato-kenshin.city-ca.jp> からお申し込みください。予約システムを使用することができない場合は、電話またはファックスでお問い合わせください。

📍 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

### 子ども向け海洋講座「クジラとイルカのの違いって? いろんなクジラを見てみよう」

☎ 小学1～3年生

🕒 6月27日(日)午後2時～3時30分(午後1時30分開場)

📍 港南図書館

👥 10人(申込順)

☎ 電話または直接、港南図書館へ。☎3458-1085

※6月17日(木)は休館

### 産後ドゥーラ養成講座受講料の一部を助成します

区が実施する産前産後家事・育児支援事業では、(社)ドゥーラ協会認定「産後ドゥーラ」が産後の家庭の支援を行っています。令和3年4月から、本事業内で活動する産後ドゥーラを養成するため、産後ドゥーラ養成講座の受講料の一部助成を開始しました。詳しくは、港区ホームページ「産後ドゥーラ養成講座受講料の一部助成」をご覧ください。

**助成対象講座** 第24・25期産後ドゥーラ養成講座※第24期は助成受け付けおよび講座実施中です。※第25期は6月14日(月)から申し込みを受け付けます。

**助成金額** 受講料のうち、20万円

📍 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎5962-7201

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

凡例 ☎:対象 ☎:とき 📍:ところ 📍:内容 👥:定員・募集人員 📞:申し込み 🕒:問い合わせ 🗳:選考方法 📍:担当課



## 熱中症に注意しましょう



熱中症は、高温・多湿等の環境やそのときの体調、暑さに対する慣れ等が影響し、体温の調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもることによって、体温が異常に上昇して起こります。

**熱中症を予防するために心掛けること**

### 1 暑さを避けましょう

- エアコンを利用する等、部屋の温度の調整
- カーテン等で窓から差し込む日光を遮断
- 暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装を心掛け、外出時は日傘を利用、帽子を着用
- 急に暑くなった日は注意

### 2 こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 大量に汗をかいたときは、塩分補給も忘れずに

### 3 適宜マスクを外しましょう

- 屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、適宜マスクを外して休憩



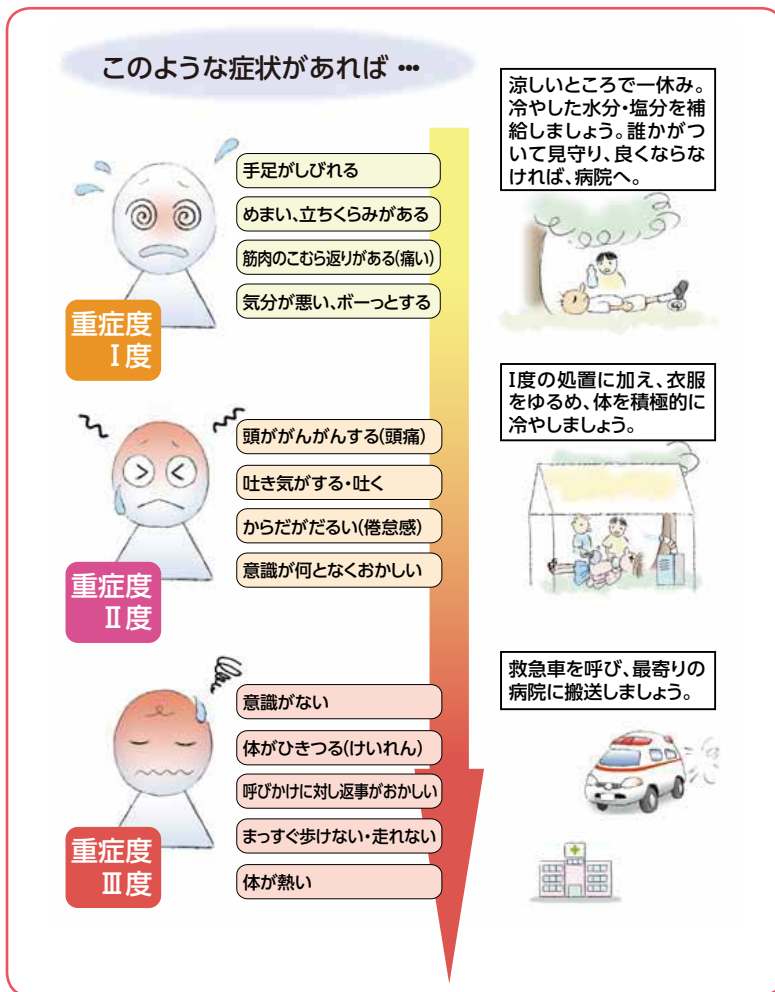
**熱中症の症状と対処法** (図1参照)

自力で水分が取れないときや症状が改善しないときは、すぐに医療機関を受診しましょう。自力で医療機関に行けない場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう(救急車を呼ぶか迷うときは、電話で「#7119」の救急相談センターへ)。

#### 問い合わせ

- 熱中症の予防について  
環境課環境政策係 ☎3578-2486
- 熱中症の症状や対処法について  
健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

図1 熱中症の症状と対処法



出典:「熱中症環境保健マニュアル2018」(環境省)

## いつからでも始められる 緩和ケア

緩和ケアを終末期の医療とっている人はいませんか。緩和ケアは、病気の段階や病状を問わず、どの時期からでも受けることができます。

**緩和ケアとは**

がんが診断された患者は、さまざまな苦痛を抱えています。苦痛には、身体的苦痛、精神的苦痛、社会的苦痛、スピリチュアルな苦痛の4つがあるといわれています(図2参照)。これら4つを合わせて全人的苦痛と表現し、お互いに影響し合っている患者の苦痛を形成しています。全人的苦痛に対して、さまざまな方法で対処し、つらさや症状を和らげ、自分らしい生活を送れるようにするこ

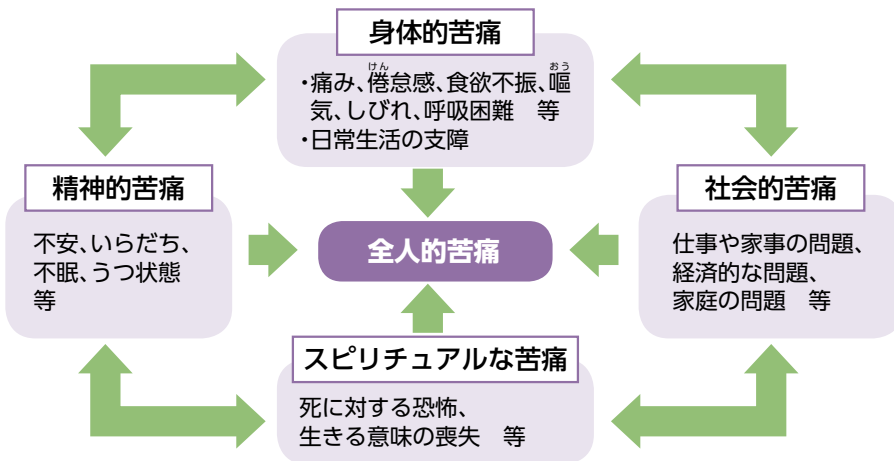
とを「緩和ケア」といいます。

**緩和ケアの対応**

緩和ケアは、さまざまな専門職のチームで行います。病院によって違いはありますが、緩和ケア専門の医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、心理士等がいます。患者の苦痛について一緒に考え、納得のいく生活を送れるように、連携して支援します。

詳しくは、主治医や看護師、または、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターや各医療機関の患者相談窓口にご相談ください。区には、がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」があります。

図2 がん患者が抱える全人的苦痛



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、がん在宅緩和ケア支援センターのホームページをご覧ください。

#### 問い合わせ

がん在宅緩和ケア支援センター  
☎6450-3421 FAX6450-3583

担当課 健康推進課地域保健係

## 後期高齢者医療制度の被保険者へ ジェネリック医薬品差額通知を郵送します

6月下旬と12月中旬に郵送します

現在、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、薬代がどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知を、対象者へ郵送します。

**ジェネリック医薬品とは** 先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に価格が安くなっています。

**対象** 生活習慣病等で先発医薬品

を処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人  
※全ての被保険者に郵送するものではありません。

#### 問い合わせ

ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク  
※受付時間:6月通知分は発送日の翌日(6月下旬)~7月30日(金)、12月通知分は発送日の翌日(12月中旬)~令和4年1月31日(月)のうち、祝日、年末年始を除く月~金曜午前9時~午後5時 ☎0120-601-494

担当課 国保年金課高齢者医療係

## 高齢者 関連情報

一部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています



## 高齢者サービスを取りまとめた 刊行物「いきいき」を配布します

令和3年度版の「いきいき」の内容

令和3年度版の「いきいき」を6月下旬に発行します。高齢者の皆さんに提供しているサービスやその利用方法、問い合わせ等をこの一冊にまと

めて掲載しています。また、区内の高齢者施設を一覧表と地図で紹介しています。

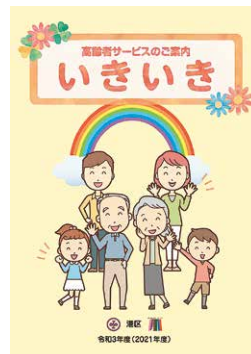
**費用**  
無料

#### 配布場所

区役所2階(高齢者支援課、介護保険課)、各総合支所区民課・台場分室、各高齢者相談センター、各いきいきプラザ等

#### 問い合わせ

高齢者支援課高齢者福祉係  
☎3578-2394



「いきいき」の表紙

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分~午後5時の受け付けとなります。



高 齢 者 関 連 情 報

一部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています



## 高齢者の虐待防止に向けて

高齢に伴う認知症や自立度低下等により、介護が必要になることは誰にでも起こり得ます。自分一人や家族だけで介護の負担を抱え込まず、サービスや相談窓口を活用し、介護負担を減らすことが大切です。

「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行され、高齢者の虐待防

止と擁護者支援、虐待を発見した際には発見者に通報義務等があると定められています。

高齢者虐待の数は年々増加しています。近所に気になる高齢者や介護中の人が見たら、見守りや声掛けをお願いします。

不慣れな介護で負担が増して不適切な介護となってしまうことや介護・世話の放棄・放任、年金の搾取等も高齢者虐待です。

高齢者虐待防止には、高齢者が人としての尊厳を保ち、安心して地域で生活できるように、高齢者

に関心を持ち、高齢者の人権を守る

ことが大切です。  
介護の不安や困りごとについては、お住まいの地区の高齢者相談センターまたは高齢者虐待の相談窓口で相談することができますので、お気軽にご相談ください。

### 問い合わせ

高齢者支援課高齢者相談支援係  
☎3578-2410  
各高齢者相談センター  
☎9面欄外参照

## \* 介護予防事業紹介と参加者からの \* \* ちょっといい話 \*

区では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう介護予防事業を実施しています。

介護予防事業には、65歳(一部60歳)以上の人が、楽しく体を動かしながら、筋力や柔軟性といった生活機能の維持向上を図る「一般介護予防事業」と、要支援1・2または基本チェックリストで生活機能に低下がみられた人を対象に、短期間で集中して生活機能の改善や向上を図る「みんなと元気塾」があります。

参加希望の人は、各いきいきプラザや介護予防総合センターへお問い合わせください。

また、港区ホームページや介護予防総合センターのホームページで、自宅でできる簡単な介護予防運動を紹介していますので、お試しください。

介護予防事業に参加した人から寄せられた体験談「ちょっといい話」の紹介(一部)

●マシントレーニングで足腰を鍛えたおかげで、1日の目標歩数としていた1万歩を超える日が多くなり、行動範囲が広がった。たくさん歩くことで、お腹が減り、食事を注文する時に、大盛りでお願いしますと口から出てしまう。これからは健康に注意して、よく食べて、寝て、ストレスの無い老後生活を楽しみたい。

●体操教室で腰や膝の痛みの解消方法をコーチに指導してもらい、精神面では看護師に助けてもらった。私にとって身近な先生で、東京に早くなじむことができた。

### 問い合わせ

高齢者支援課介護予防推進係  
☎3578-2992

## 高齢者救急通報システムをご利用ください

自宅内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。

令和3年度からは、固定電話回線がなくても、携帯電話をお持ちであれば救急通報システムを利用できるようになりました。

また、特殊詐欺に対応した自動通話録音機を利用中の人は、併用して利用できます場合がありますので、ご相談ください。

**対象**  
65歳以上の区民で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人  
※家族の仕事等の理由で、日

中、長時間1人になる人もご相談ください。

### 費用

生活保護を受給している人・住民税非課税の人  
無料

いずれにも当てはまらない人  
月額400円

### 申し込み

お住まいの地区の総合支所  
区民課保健福祉係または高齢者相談センターへ。

### 問い合わせ

高齢者支援課在宅支援係  
☎3578-2400~6  
各総合支所区民課保健福祉係  
☎9面欄外参照  
各高齢者相談センター  
☎9面欄外参照

## 7月開始の介護予防総合センターの 一般介護予防事業・各種教室

**対象** 60歳以上の区民で、1人で会場まで通うことができ、期間中継続して参加ができる人

**とき・定員** 表のとおり(抽選)

**ところ** 介護予防総合センター(みなとパーク芝浦2階)

**費用** 無料

**申し込み** 電話または直接、6月

**表** 一般介護予防事業・各種教室一覧

20日(日)までに、介護予防総合センターへ。

### 問い合わせ

介護予防総合センター  
☎3456-4157

**担当課** 高齢者支援課介護予防推進係

| 内容                | 定員(人) | 実施曜日 | 時間               | 開始日  | 終了日   |
|-------------------|-------|------|------------------|------|-------|
| 1 認知症予防のための音楽教室※1 | 15    | 毎週木曜 | 午前10時~11時        | 7月1日 | 9月23日 |
| 2 頭とからだの健康教室※1    | 15    | 毎週月曜 | 午前11時30分~午後0時30分 | 7月5日 | 9月27日 |
| 3 動きやすいからだづくり     | 15    | 毎週火曜 | 午後7時~8時          | 7月6日 | 9月28日 |
| 4 膝痛予防改善教室        | 15    | 毎週金曜 | 午前10時~11時        | 7月2日 | 9月24日 |
| 5 腰痛予防改善教室        | 15    | 毎週金曜 | 午後7時~8時          | 7月2日 | 9月24日 |
| 6 肩こり予防改善教室       | 15    | 毎週水曜 | 午後1時30分~2時30分    | 7月7日 | 9月29日 |
| 7 はじめてのタブレット      | 15    | 毎週金曜 | 午前11時30分~午後0時30分 | 7月2日 | 9月24日 |
| 8 はじめての中国語        | 10    | 毎週金曜 | 午後3時30分~4時30分    | 7月2日 | 9月24日 |
| 9 颯爽ラクっちゃ体操       | 15    | 毎週水曜 | 午前10時~11時        | 7月7日 | 9月29日 |
| 10 ラクっちゃ男塾※2      | 15    | 毎週木曜 | 午前11時30分~午後0時30分 | 7月1日 | 9月23日 |

※1 65歳以上から参加可能

※2 男性のみ参加可能

### 初心者のためのフラダンス教室~体験コース~

**☎** おおむね50歳以上の区民  
**時** 6月25日(金)午後1時30分~2時30分

**所** 神明いきいきプラザ

**人** 8人(抽選)

**☎** 電話または直接、6月23日(水)までに、神明いきいきプラザへ。  
☎3436-2500

### 男性のためのフラダンス教室

**☎** おおむね50歳以上の男性の区民

**時** 7月10・17日、8月7・21日、9月4・18日(土・全6回)午後5時30分~6時30分

**所** 三田いきいきプラザ

**人** 7人(抽選)

**☎** 電話または直接、6月30日(水)までに、三田いきいきプラザへ。  
☎3452-9421

### 健康入浴推進事業

**☎** おおむね60歳以上の区民

**時・所**

| 浴場名                    | 電話番号      | 実施日時                    |
|------------------------|-----------|-------------------------|
| ふれあいの湯(芝2-2-18)        | 5442-2639 | 6月18日(金)午後1時50分~2時50分   |
| 南青山清水湯(南青山3-12-3)      | 3401-4404 | 6月21日(月)午前10時45分~11時45分 |
| アクアガーデン三越湯(白金5-12-16)  | 3441-9576 | 6月23日(水)午後2時20分~3時20分   |
| 麻布黒美水温泉竹の湯(南麻布1-15-12) | 3453-1446 | 6月24日(木)午後2時20分~3時20分   |

**☎** 「前屈ができない方の1分トレーニング~爪切りなど日常生活での不便を克服しましょう~」(看護師による講義)、「笑顔のシャンソンライブ~楽しく深い世界を“ミチコ”と~」(シャンソン歌手による公演)

**人** 各8人(申込順)

**☎** 電話または直接、実施日の前日までに、希望する浴場へ。当日、区民であることが分かるものをお持ちください。

**☎** 保健福祉課地域保健福祉係

☎3578-2379

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。



令和3年度

主な高齢者サービス一覧

在宅サービスを中心にご紹介します。内容に年齢区分の入っていない事業は、65歳以上の人が対象です。詳しくは、電話または直接、お問い合わせください。

凡例 申…申し込み 問…問い合わせ 令和3年6月1日現在

| 事業            |                   |                                                                                     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                      | 利用者負担等                                                          | 申し込み・問い合わせ                                            |
|---------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 一人暮らし高齢者等への支援 | 家事援助サービス          |    | 日常生活に支障のある一人暮らしまたは高齢者のみの世帯のご家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します(「自立」・「介護予防・生活支援サービス事業対象者」・「要支援1」の人は週2時間まで、「要支援2」の人は週3時間まで。要介護認定で「要介護1」以上の人は除きます)。※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間一人になる人もご相談ください。※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」および「要支援」の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを限度額まで利用することが優先です。 | 負担額(1時間)<br>・生活保護受給者 ……無料<br>・住民税非課税者 ……120円<br>・上記以外 ……200円    | 申 各高齢者相談センター<br>問 高齢者支援課在宅支援係                         |
|               | 緊急一時介護人派遣         |    | 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人が病気やけが等で緊急または一時的な理由により家事援助や身体介護が必要になったときに、ホームヘルパーを派遣します。年3回、1回の日数は連続3日まで利用できます。派遣時間は1日につき6時間以内です。※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」および「要支援・要介護認定」を受けている人は利用できません。                                                                                  | 負担額(1時間)<br>・生活保護受給者 ……無料<br>・住民税非課税者 ……120円<br>・上記以外 ……200円    |                                                       |
|               | 救急通報システム          |    | 家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。※4月1日から、固定電話がなくても、携帯電話をお持ちであれば利用できるようになりました。                                                                                                                                  | 生活保護受給者 ……無料<br>住民税非課税者 ……無料<br>上記以外 ……月額400円<br>※別途通信料等がかかります。 | 申 各総合支所区民課保健福祉係<br>または<br>各高齢者相談センター<br>問 高齢者支援課在宅支援係 |
|               | 訪問電話              |   | 近隣に親族が居住していない一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で昼間一人になる人を対象に、相談員が定期的に電話で安否を確認し、各種相談に応じます。                                                                                                                                                                                 | 無料                                                              |                                                       |
|               | 配食サービス            |  | 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で食事の準備や調理が困難な人に、昼食・夕食を週7食までご自宅にお届けし、同時に安否を確認します(サービス提供の調整を事前に行います)。                                                                                                                                                                    | 1食…270～480円                                                     |                                                       |
| 介護が必要な高齢者への支援 | 紙おむつの給付           |  | 寝たきりまたは失禁状態にあり、要介護認定で「要支援1」以上の人に、紙おむつを給付します(おむつ代の助成と同時に利用できません)。※介護保険施設入所者は対象外です。※介護保険の第2号被保険者も対象です。                                                                                                                                                    | 月額…500円                                                         | 申 各総合支所区民課保健福祉係<br>または<br>各高齢者相談センター<br>問 高齢者支援課在宅支援係 |
|               | おむつ代の助成           |  | 区の給付する紙おむつの使用を認めない医療機関に入院している、要介護認定で「要支援1」以上の人に、月額1万円を限度におむつ代を助成します(紙おむつの給付と同時に利用できません)。※申請月以降の助成です。※介護保険施設入所者は対象外です。※介護保険の第2号被保険者も対象です。                                                                                                                |                                                                 |                                                       |
|               | 理美容サービス           |  | 要介護認定で「要介護3」以上の人のご自宅を、理容師または美容師が年6回、訪問してサービスを行います。                                                                                                                                                                                                      | 1回…500円                                                         |                                                       |
|               | 寝具乾燥等消毒           |  | 要介護認定で「要介護3」以上の人に、年12回(うち1回(1月)は水洗い)、使用している寝具(布団)の乾燥消毒を行います。                                                                                                                                                                                            | 乾燥消毒 ……1組150円<br>水洗い(敷・掛け布団) ……1枚300円<br>水洗い(毛布) ……1枚50円        |                                                       |
|               | 福祉キャブの運行          |  | 歩行困難な人等を対象に、寝たまま、または車いすに乗ったまま利用できる昇降装置付きタクシーを運行します。※介護保険の第2号被保険者で要介護認定で「要支援1」以上の人も対象です。                                                                                                                                                                 | タクシー料金と同額                                                       |                                                       |
|               | 緊急移送サービス          |  | 夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両を利用できます(利用料金の一部を助成します)。                                                                                                                                                                                               | ハイヤー料金と同額。そのうち7000円を限度に利用料金の7割を区が助成します。                         |                                                       |
|               | 認知症高齢者等おかえりサポート事業 |  | 認知症等により徘徊の恐れがある高齢者(若年性認知症の人を含む)に、登録番号が入ったキーホルダーとアイロンシールを配布することで、登録者が発見された際の身元確認につなげます。迎えに行ける介護人等がいる人が対象です。また、登録者は、徘徊に起因する事故等に対する認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。                                                                                                   | 無料                                                              |                                                       |
|               | 徘徊探索支援            |  | 在宅の高齢者が、認知症の徘徊により行方不明となった場合に、人工衛星通信網(GPS)を利用した24時間体制の探索サービスにより、その居場所をご家族等にお知らせします。                                                                                                                                                                      | 月額 ……500円<br>現場急行サービス1回 ……3000円                                 |                                                       |
| 住まい           | 通院支援サービス(病院内介助)   |  | 要介護認定で「要介護1」以上の人で、ケアプランに訪問介護(通院介助)または定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人に、月3回、1回3時間まで、病院内の待ち時間にヘルパーが付き添いサービスを行います。※介護保険の第2号被保険者も対象です。                                                                                                                             | ・生活保護受給者 ……無料<br>・ホームヘルプサービス等の助成受給者 ……3パーセント負担<br>・一般 ……1割負担    | 申 各高齢者相談センター<br>問 高齢者支援課在宅支援係                         |
|               | 民間賃貸住宅入居支援        |  | 住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、民間賃貸住宅の紹介、債務保証会社の紹介と初回保証委託料の一部助成、入居費用の一部助成を行い、高齢者世帯の良好な居住環境の確保を支援します。                                                                                                                                                     | 詳しくは、お問い合わせください。                                                | 申 各総合支所区民課保健福祉係<br>問 高齢者支援課在宅支援係                      |
|               | 自立支援住宅改修給付        |  | 手すりの取り付けや段差解消、浴槽の取り替え等の住宅改修工事にかかる費用を助成します(介護保険の給付を優先します)。※工事着工後の申し込みは対象となりません。                                                                                                                                                                          | 最高1割負担<br>助成限度額については、お問い合わせください。                                | 申 各高齢者相談センター<br>問 高齢者支援課在宅支援係                         |
|               | 昇降機設置費助成          |  | 要介護認定で「要支援1」以上および対象要件を満たし、昇降機の設置が必要と認められる人に、階段昇降機またはホームエレベーターの購入および設置に要する費用の一部を助成します。※工事着工後の申し込みは対象となりません。                                                                                                                                              | 助成限度額133万2000円(所得に応じて1～6割の負担があります)                              | 申 各総合支所区民課保健福祉係<br>問 高齢者支援課在宅支援係                      |
| その他のサービス      | 共同住宅バリアフリー化支援事業   |  | 高齢者が多く居住するマンション等の、共用部分のバリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。※工事着工後の申し込みは対象となりません。                                                                                                                                                                                 | 詳しくは、お問い合わせください。                                                | 申 各総合支所区民課保健福祉係<br>問 高齢者支援課在宅支援係                      |
|               | 日常生活用具給付事業        |  | 外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者にシルバーカーや浴室用滑り止めマット等を給付します。※入院者、施設入所者は除きます。※給付種目と対象者については、お問い合わせください。                                                                                                                                                                 | 介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。<br>生活保護受給者 ……無料                    | 申 各高齢者相談センター<br>各総合支所区民課保健福祉係<br>問 高齢者支援課在宅支援係        |
|               | はり・マッサージサービス      |  | 各いきいきプラザおよび芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。実施回数は年22回(各回2日間)です。                                                                                                                                                                         | 1回…1000円                                                        | 申 随時「広報みなと」でお知らせします。<br>問 高齢者支援課在宅支援係                 |
|               | 無料入浴券の給付          |  | 70歳以上の希望する人に、港区、近隣区の一部の銭湯で利用できる無料入浴券を給付します。※申請月によって給付枚数は異なります。                                                                                                                                                                                          | 無料                                                              | 申・問 各総合支所区民課保健福祉係                                     |
|               | 港区コミュニティバス乗車券発行   |  | 70歳以上の区民に対して、港区コミュニティバス(ちいばす)の乗車券を発行します。台場シャトルバス(お台場レインボーバス)にも乗車できます。                                                                                                                                                                                   | 無料                                                              |                                                       |



みなと

おしらせボード

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)が届きます。

※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。

※費用の表記がないものは、全て無料です。

凡例

対▶対象

時▶とき

所▶ところ

内▶内容

人▶定員・募集人員

申▶申し込み

問▶問い合わせ

選▶選考方法

担▶担当課

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 障害者関連情報

### 障害者のための「パソコン教室」

**対** 18歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持または難病により障害支援区分認定を受けた区民※パソコンで文字の入力ができる人  
**時** (1)7月13日～9月7日(8月10日を除く火曜・全8回)(2)7月9日～9月10日(7月23日、8月13日を除く金曜・全8回)いずれも午前10時45分～午後0時15分  
**所** 障害保健福祉センター  
**内** (1)初めてのタブレット(基本操作・便利機能を学ぼう)(2)タブレットを学ぼう(Zoom・動画・画像の使い方)  
**人** 各10人(抽選)  
**問** 電話またはファックスで、6月25日(金)までに、障害保健福祉センターへ。※申し込みの際、身体状況の確認をする場合があります。手話通訳・介護者が必要な人は、ご相談ください。公共交通機関の利用が困難な人は、巡回バスを利用できます。  
☎5439-2511 FAX5439-2514

### 障害児・者を支援している人への研修(全8回) 第3回「障害に適した入浴介助のポイント」

介護する人・受ける人が快適に入浴するための動作、福祉用具の工夫、住宅改修(手すりの位置)等のポイントを、実技とともに学びます。  
**対** 仕事や家族、ボランティア等で障害児・者の支援や介護に携わっている人または関心がある区内在住・在勤・在学者  
**時** 7月16日(金)午後6時30分～8時  
**所** 障害保健福祉センター  
**人** 50人程度(申込順)  
**問** 電話またはファックスで、障害保健福祉センターへ。自宅での介護あるいは会場での一時保育が必要な

人は、7月9日(金)までに、ご相談ください。

☎5439-2511 FAX5439-2514

## 健康

### ◎アピアランス(外見)ケアセミナー「ウィッグの洗い方講座」

**対** がん患者およびその家族  
**時** 7月1日(木)午前11時～正午  
**人** 4人(申込順)

### ◎ういケアみなと がん制度大学「ケーススタディ～60代でがんに罹患したときの年金の受け取り方～」

**対** どなたでも  
**時** 7月16日(金)午後7時～8時30分  
**人** 15人(申込順)

### ◎がんと生活のセミナー「がんとわかったときからはじめる緩和ケア」

**対** どなたでも  
**時** 7月17日(土)午前11時～正午  
**人** 15人(申込順)

### ◎ウェルネスセミナー「楽しくできる頭の体操～その2～」

**対** どなたでも  
**時** 7月21日(水)午前11時～正午  
**人** 15人(申込順)

**◎印の共通事項**  
**所** がん在宅緩和ケア支援センター  
**問** 電話またはファックスで、がん在宅緩和ケア支援センター(受付時間:祝日を除く月～金曜午前10時～午後9時、土曜午前10時～午後5時)へ。  
※詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ <https://www.minato-hpccsc.jp/> をご覧ください。  
☎6450-3421 FAX6450-3583

## 講座・催し物

### ヨガ教室「金曜コース・土曜コース・日曜コース」

**対** 16歳以上の区内在住・在勤者  
**時** (1)7月23日～9月17日(8月13日を除く毎週金曜・全8回)午後7時30分～8時30分(2)7月24日～9月18日(8月14日を除く毎週土曜・全8回)午前9時50分～10時50分(3)7月25日～9月19日(8月15日を除く毎週日曜・全8回)午前10時～11時  
**所** 港南いきいきプラザ  
**人** 各18人(抽選)  
**費用** 各4080円(参加費)  
**問** 電話または直接、6月30日(水)までに、港南いきいきプラザへ。  
☎3450-9915

### 公衆浴場区民無料開放デー

**対** 区民  
**時** 6月15日(火)  
**所**

| 浴場名                            | 電話番号      | 実施時間           |
|--------------------------------|-----------|----------------|
| アクアガーデン<br>三越湯<br>(白金5-12-16)  | 3441-9576 | 午後3時30分～10時    |
| 麻布黒美水温泉<br>竹の湯<br>(南麻布1-15-12) | 3453-1446 | 午後3時30分～11時30分 |
| 南青山 清水湯<br>(南青山3-12-3)         | 3401-4404 | 正午～午前0時        |
| ふれあいの湯<br>(芝2-2-18)            | 5442-2639 | 午後3時～11時       |

**問** 各浴場のフロントにある「無料開放カード」に住所・氏名を明記の上、確認を受けてください(区民であることが分かるものをお持ちください)。※マナーを守って気持ちよくご利用ください。他の利用者の迷惑となる行為があった場合、入浴をお

断りする場合があります。  
**問** 保健福祉課地域保健福祉係  
☎3578-2379

### 2021夏！体験ボランティア

**対** 小学生以上で、説明会およびボランティア活動体験に参加できる人  
**説明会**  
**時** (1)7月11日(日)午前10時～11時30分、午後2時～3時30分(2)7月13日(火)午後5時30分～7時(3)7月15日(木)午後5時30分～7時(4)7月21日(水)午後5時30分～7時※リモートでの体験を希望する場合、説明会の参加は不要です。  
**所** 麻布区民協働スペース  
**人** 各20人(申込順)  
**ボランティア活動体験**  
**時** 7月26日(月)～8月31日(火)  
**所** 7月1日(木)から、(社福)港区社会福祉協議会ホームページ <http://www.minato-cosw.net/> をご覧ください。  
**費用** 無料※ボランティア保険料(350～1400円)が別途必要な場合があります。  
**問** 電話またはファックスで、7月1日(木)から各説明会の前日(土・日曜、祝日を除く)までに、住所・氏名・年齢(学校名・学年)・電話番号・希望の参加日時を、(社福)港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係へ。  
☎6230-0284 FAX6230-0285

**問** 保健福祉課地域保健福祉係

### 食事バランスチェック

食品サンプルを機械に乗せると、瞬時に栄養価が分かります。判定結果を基に、管理栄養士がアドバイスします。  
**対** どなたでも  
**時** (1)7月14日(水)(2)8月18日(水)午前※所要時間は15分程度です。  
**所** みなと保健所  
**人** 各5人(申込順)

## 夜間・休日診療

|                |                     |                                                              |                                    |                                                            |
|----------------|---------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 小児<br>初期<br>救急 | みなと<br>子ども<br>救急診療室 | 月～金曜:午後7時～10時<br>土曜:午後5時～10時<br>※祝日、年末年始を除く<br>※受付は午後9時30分まで | 中学生まで<br>(おおむね15歳未満の小児)の<br>軽症患者対象 | 芝浦1-16-10<br>(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階<br>☎6453-7302 |
|----------------|---------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

|          |                             |                           |                      |
|----------|-----------------------------|---------------------------|----------------------|
| 6月13日(日) | ニュー新橋クリニック(内)               | 新橋2-16-1 ニュー新橋ビル4階        | ☎3580-6775           |
|          | 古川橋病院(内)                    | 南麻布2-10-21                | ☎3453-5011           |
|          | 藤川歯科医院(歯)                   | 浜松町1-27-14<br>サン・キツカワビル2階 | ☎5777-6480           |
|          | 岸上歯科クリニック(歯)                | 北青山3-13-1 北青山関根ビル1階       | ☎6805-0418           |
|          | ★鈴木医院(内)                    | 白金台4-12-11                | ☎3441-6668           |
| 6月20日(日) | 清水クリニック(内)                  | 赤坂4-4-11 赤坂丹後町ビル1階        | ☎6441-0358           |
|          | 国際医療福祉大学三田病院(内・外)           | 三田1-4-3                   | ☎3451-8121           |
|          | ナンバデンタルオフィス(歯)              | 東新橋1-2-10 パル汐留201         | ☎3569-7816           |
|          | ★岡部医院(内)                    | 西麻布2-24-12                | ☎3407-0076           |
|          | 港区休日歯科応急診療所<br>(港区口腔保健センター) | 三田1-4-10 みなと保健所2階         | ☎3455-4927<br>(休日のみ) |

### 事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

### 電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

|      |                                 |                                                                                                              |
|------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診療案内 | 東京消防庁救急相談センター<br>(毎日24時間)       | 「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)<br>☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)                                                        |
|      | 東京都医療機関案内サービス<br>「ひまわり」(毎日24時間) | ☎5272-0303<br>ホームページ <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp/">https://www.himawari.metro.tokyo.jp/</a> |

|      |              |                                                                |                                                       |
|------|--------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 電話相談 | 小児救急<br>電話相談 | 月～金曜<br>(祝日、年末年始を除く)<br>午後6時～翌朝8時<br>土・日曜、祝日、年末年始<br>午前8時～翌朝8時 | 「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)<br>☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等) |
|------|--------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

|          |         |                  |            |
|----------|---------|------------------|------------|
| 6月13日(日) | 日生薬局2号店 | 虎ノ門1-2-17        | ☎5251-4145 |
| 6月20日(日) | あおい調剤薬局 | 虎ノ門1-2-16 浜崎ビル1階 | ☎3591-0356 |

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102



# みなと おしらせボード



- 凡例**
- 対 象
  - 内 容
  - 問 意
  - 対 象
  - 時 間
  - 人 員
  - 選 考
  - 所 在
  - 申 込
  - 担 当

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

☎電話で、各開催日の前日までに、健康推進課健康づくり係へ。  
☎6400-0083

## 港区でつながりたい 区民のためのコワーキングスペース(デジタル講座とコワーキングスペース)

☎区内在住・在勤・在学者※中学生以下は保護者同伴  
📅(1)7月10日(2)9月11日(3)10月9日(4)11月13日(5)12月18日(土・全5回)いずれも午前10時～正午  
📍男女平等参画センター(みなとパーク芝浦2階)  
👤デジタル講座:40人(申込順)、コワーキングスペース:70人(申込順、使用可能用途:学習、手芸工作、料理、ストレッチ等)※保育あり(4カ月～就学前、2人程度。6月20日(日)までに、お申し出ください)。詳しくは、男女平等参画センターホームページ  
<https://www.minatolibra.jp/>をご覧ください。  
📎持ち物 デジタル講座:パソコン、タブレットもしくはスマートフォン  
☎電話または直接、男女平等参画センターへ。※使用したい部屋と目的をお伝えください(学習室・多目的室・保育室:全日程利用可能、料理室:9・11月のみ利用可能、造形表現室:7・10・12月のみ利用可能)。  
☎3456-4149

🧘坐禅体験講座「坐して心を正し 禅の心にふれる」  
愛宕にある青松寺で坐禅を組み、

自己を見つめませんか。都会の喧騒を忘れて心を落ち着かせてみましょう。  
☎区内在住・在勤・在学者  
📅6月24日(木)午後5時45分～7時45分  
📍萬年山青松寺(愛宕2-4-7)  
👤16人(申込順)  
費用 500円(参加費)  
☎電話で、港ユネスコ協会へ(受付時間:祝日を除く火～金曜午前10時30分～午後5時)。  
☎3434-2300  
港ユネスコ協会ホームページ  
<https://minato-unesco.jp/>からも申し込みます。  
📎生涯学習スポーツ振興課生涯学習係

## お知らせ

西新橋一丁目の住居表示が一部変わりました

新橋田村町地区第一種市街地再開発事業に伴い、住居表示を現状に合わせ、分かりやすくするため、次の街区の形状を変更しました。  
📅変更日 6月7日  
📍変更した街区 西新橋一丁目1番および4番  
📍芝地区総合支所区民課窓口調整係  
☎3578-3151・2

## マイナンバー(個人番号)カード交付窓口の休日臨時開庁

マイナンバーカードを申請した人が休日でも受け取りができるよう、窓口を臨時開庁します。  
「交付通知書」が届いたら、同封さ

れている案内をご確認の上、「交付通知書」に記載されている総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)に、受け取り日時の予約をし、必要書類を持ってお越しください。  
※マイナンバーカードの受け取りには事前予約が必要です。※マイナンバーカード交付以外の業務は取り扱っていません。

☎マイナンバーカードの交付を申請し、「交付通知書」が届いた人  
📅7月10・11日(土・日)いずれも午前9時～午後5時※赤坂地区総合支所のみ、11日(日)は午後3時まで  
📍各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)  
📍各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く) ☎欄外参照

## 港区の魅力発信を担う「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」の活動に係る経費の一部を助成します

☎港区の魅力やブランドを国内外に広く発信する個人・団体※詳しくは、港区ホームページの募集要項をご覧ください。  
📎助成額(上限額) 区分A:100万円、区分B:10万円  
📎郵送で、7月9日(金・必着)までに、申請書および関係書類に必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所産業振興課シティプロモーション担当へ。  
※申請書および関係書類は、港区ホームページからダウンロードできます。  
☎3578-2554

## 令和3年度第1回港区成年後見制度利用促進協議会

港区における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携および情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、港区成年後見制度利用促進協議会を開催します。  
☎傍聴を希望する人はどなたでも  
📅6月23日(水)午後6時30分～8時  
📍区役所9階会議室  
👤10人程度(会場先着順)  
📎当日直接会場へ。  
📎保健福祉課地域包括ケア推進係  
☎3578-2328

## 港区環境影響調査実施要綱に基づく環境影響調査書の縦覧

事業名 (仮称)赤坂二丁目計画  
📅7月12日(月)まで※閉庁時を除く。  
📍環境課(区役所8階)、各総合支所管理課、みなと図書館  
📎環境課環境指導・環境アセスメント担当  
☎3578-2490

## 変更・休止情報等

## 「2021(第40回)みなと区民まつり」の開催を中止します

毎年10月に開催している「みなと区民まつり」および「みなと区民スポーツ・体育祭」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、今年度の開催を中止します。  
詳しくは、Kissポート財団ホームページ  
<https://www.kissport.or.jp>または港区ホームページをご覧ください。  
📍(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団  
☎5770-6837  
📍地域振興課地域振興係  
☎3578-2531

## 区立芝公園多目的運動場の臨時休場のお知らせ

芝公園多目的運動場はフットサルコートとプールの多目的施設で、秋・冬・春季はフットサルコートとして、夏季はプールとして施設を開場しています。施設の準備や設備点検・清掃等のため、臨時休場します。  
期間

| 施設       | 運営期間                  | 臨時休場日     |
|----------|-----------------------|-----------|
| プール      | 7月1日(木)～9月15日(水)      | 8月2日(月)   |
| フットサルコート | 9月26日(日)～令和4年6月15日(水) | 毎月第1・3月曜日 |

📍芝公園多目的運動場  
☎5733-0575  
生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係  
☎3578-2753

区長エッセイ 毎月1日配信

メールマガジン きらっと★

きらっと 検索

Inter FMで  
港区の行政情報をお届けしています

ミナトヴォイス  
MINATOVOICE

区では、平日午後5時56～59分の3分間、ラジオのFM放送で、区政情報や生活情報等を、日本語・英語・中国語・ハングルの4言語で提供しています。Inter FM89.7メガヘルツで聴くことができます。

| 放送曜日 | 放送言語 |
|------|------|
| 月    | 英語   |
| 火    | 日本語  |
| 水    | 中国語  |
| 木    | 英語   |
| 金    | ハングル |

問い合わせ  
区長室広報係  
☎3578-2038

## 「第4回みなとタバコルール賞」応募団体を募集します

令和3年5月1日現在、1855の事業者者に「みなとタバコルール宣言」をしていただいています。  
区では、さらに多くの事業者者に「みなとタバコルール宣言」をしていただき、みなとタバコルールを推進するため、宣言事業者の中で特に優れた活動を表彰する「みなとタバコルール賞」を設け、表彰しています。

📎応募資格  
みなとタバコルール宣言登録をした事業者またはこれから宣言登録をする事業者のうち、みなとタバコールの推進に貢献した事業者または地域活動団体  
※その他の応募基準については、港区ホームページをご覧ください。

📎応募期間  
6月14日(月)～8月16日(月)  
📎応募方法

郵送・ファックスまたは直接、応募書類に必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所環境課環境政策係(区役所8階)へ(区が郵送料を負担します。詳しくは、4面の記事をご覧ください)。港区ホームページからも申し込みます。  
FAX3578-2489  
※応募書類は港区ホームページからダウンロードできます。  
※応募書類の他に、活動が分かる写真や参考資料等があればご提出ください。

みなとタバコルール啓発ロゴマーク

問い合わせ  
環境課環境政策係 ☎3578-2487

記事中の表記について (特)…特定非営利活動法人 (社福)…社会福祉法人 (社)…一般社団法人 (公社)…公益社団法人 (財)…一般財団法人 (公財)…公益財団法人 (有)…有限会社 (株)…株式会社



# 新型コロナウイルス ワクチン接種情報

## 新型コロナウイルスワクチン接種 高齢者予約相談サポート窓口を 開設しました

区は、ワクチン接種の予約についての問い合わせや相談に対応するため、区職員が「対面」で相談を受けるサポート窓口を、身近な各総合支所に設置しました。

**対象** 65歳以上の区民

**開設期間** 当分の間

**受付時間**

土・日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時



区職員が、相談に応じている様子

### ところ

芝地区総合支所

1階総合案内横

麻布地区総合支所

1階協働推進課前スペース

赤坂地区総合支所

1階エレベーターホール

高輪地区総合支所 4階管理課

芝浦港南地区総合支所

みなとパーク芝浦1階 線路側入り口付近

### 対応内容

- ワクチン接種の予約
  - 予約の変更
  - 予約内容の確認
  - 予約のキャンセル
- ※接種券を必ずご持参ください。

## 二重予約にご注意ください

区は、高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチンの集団接種を、5月17日から区内7会場で実施しています。

一方、千代田区大手町に設置された国の大規模接種センターでのワクチン接種も、23区を対象に5月24日から開始しました。

**次の点に気を付けてください**

(1) 区または国のどちらかで、2回分とも接種して

## 港区新型コロナワクチン接種 コールセンター ☎6626-2833

区で実施する新型コロナウイルスワクチン接種についての問い合わせ窓口です。ワクチン接種の予約も受け付けています(接種券をお持ちの人のみ)。

コールセンターでは、医学的なことについてはお答えできません。基礎疾患等がある人で、ワクチン接種に不安のある場合は、かかりつけの医療機関にご相談ください。

**対応言語** 日本語・英語・中国語・韓国語

**受付時間** 月～金曜 午前8時30分～午後8時

土・日曜、祝日 午前8時30分～午後5時30分

ください。

※区と国では、接種するワクチンの種類が異なります。

(2) 区で予約した後に国の予約をした人は、必ず区の予約を取り消してください。

※区の予約システムと国の予約システムは、連動していません。

区の予約を取り消す場合には、港区ホームページの予約受付システム、または港区新型コロナワクチン接種コールセンターで手続きをしてください。

取り消された予約は、まだ予約をしていない区民の皆さんの接種枠として使われます。ご協力をお願いします。

### 問い合わせ

港区新型コロナワクチン接種コールセンター

☎6626-2833

**担当課** 保健予防課新型コロナウイルスワクチン接種担当

## “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ～

## 7・8月は、強調月間です

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、令和3年で71回目を迎えます。

区では、7・8月を強調月間として、例年、さまざまな活動を行っています。

### 主な活動

青少年健全育成大会in六本木

記念式典を行い、区の小・中学校の児童・生徒等による演奏や演技等が披露されます。

また、六本木ヒルズアリーナ会場から、“社会を明るくする運動”に賛同する団体がパレードを行います。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和3年度は中止になりました。

### みなと区民の集い

**対象** どなたでも

**とき** 7月10日(土)正午～午後1時30分(午前11時30分開場)

**定員** 100人(会場先着順)

**ところ** 芝浦港南区民センター  
**内容** 「サッカーを通しての人間形成、自立し主体性のある人間を育成するための取り組み」についての講演会

**講師** 松原 良香氏(アトランタ五輪サッカー日本代表)



松原良香氏

**申し込み** 当日直接会場へ。

### 問い合わせ

保健福祉課地域保健福祉係

☎3578-2381

## パラスポーツのなんだろな

33

東京2020パラリンピック競技大会に向かって

### クロスカントリースキーと バイアスロンの クラス分けと魅力

パラリンピックでは独立した別競技のクロスカントリースキーとバイアスロンですが、他の国際大会等では、まとめてノルディックスキーと総称されることが多く、カテゴリーやクラス分けも共通で、両競技に出場する選手もいます。



パラリンピックでの対象障害は肢体不自由と視覚障害。障害の種類によるカテゴリー分けは、肢体不自由は、立ってスキー板を使う立位と、スキー板にシートを装着したシットスキーを使う座位の2つ。それらにガイドとともに走る視覚障害を加えた3分類です。各カテゴリー内でさらに、障害の重さによるクラス分けがあります。クラス名は、立位のうち、下肢障害がLW2からLW4、上肢障害がLW5/7とLW6およびLW8、上下肢障害がLW9。座位はLW10からLW12。視覚障害はB1からB3で、数字が小さいほど障害は重くなります。

各カテゴリーでタイムを競いますが、障害の程度で有利、不利がないよう、選手ごとに障害の程度に応じた係数を



クラス分けを受ける選手

設け、実走タイムに係数をかける「計算タイム制」が導入されています。係数は障害の程度が軽いと大きく、重いと小さい数字になります。

両競技の見どころとして、(特)日本障害者スキー連盟理事の渡辺孝次さんは「チーム力」を挙げます。「選手は1人で走っているように見えますが、天候・コース・作戦に合わせたワックスを決める、レース展開を組み立てる、その作戦やレース状況を選手に伝える等、それらを担う大勢のスタッフが選手を支えています」。そうした「見えない見どころ」も醍醐味なのです。

現在、日本チームは両競技合わせて強化選手が13人。ベテランの金メダリスト新田佳浩選手をはじめ、若手の川除大輝選手から楽しみな選手が大勢います。新型コロナウイルスの影響で国際大会の開催数が激減する中、北京パラリンピック競技大会への出場権を獲得するために、一丸となってまい進する日本チームをぜひ、応援しましょう。

日本障害者スキー連盟

検索